

基労補発第 0326001 号
平成 14 年 3 月 26 日

社団法人日本医師会
労災担当理事 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労働基準監督署の管轄の変更について（お知らせ）

日頃より、労働基準行政の円滑な運営に御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

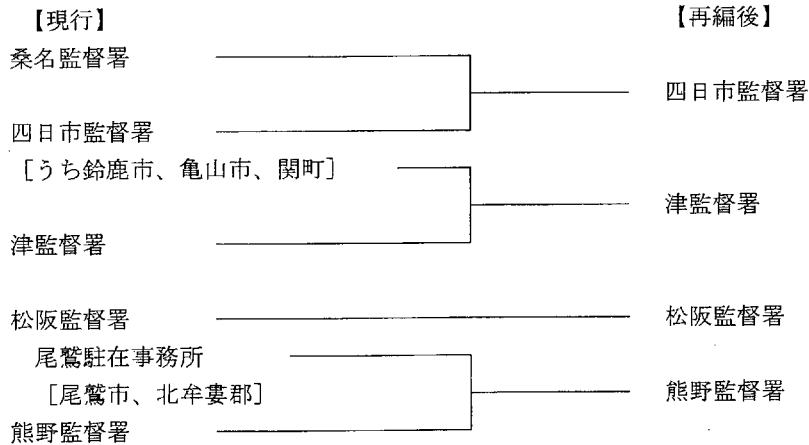
さて、労働基準監督署の再編整備等により、平成 14 年 3 月 31 日に三重労働局管内、平成 14 年 4 月 1 日に大阪労働局管内の労働基準監督署において、管轄区域の変更等が行われる予定です。

管轄変更の概要は別紙のとおりであり、厚生労働省といたしましては、管轄の移行が円滑に行われるよう準備を進めておりますので、貴職におかれましても了知のほどよろしくお願いいたします。

労働基準監督署の再編等に伴う管轄変更の概要

第1 三重労働局管内の労働基準監督署（以下「監督署」という。）の再編に伴う管轄変更

- 1 変更時期 平成14年3月31日
- 2 対象監督署 四日市監督署、津監督署、松阪監督署、熊野監督署及び桑名監督署
- 3 変更の概要
 - (1) 桑名監督署を廃止し、四日市監督署がその管轄（桑名市、桑名郡、員弁郡）を引き継ぐこととする。
 - (2) 四日市監督署の管轄のうち、鈴鹿市、亀山市及び関町を津監督署が引き継ぐこととする。
 - (3) 松阪監督署尾鷲駐在事務所を廃止し、熊野監督署がその管轄（尾鷲市及び北牟婁郡）を引き継ぐこととする。



第2 大阪労働局管内の監督署の管轄変更

- 1 変更時期 平成14年4月1日
- 2 対象監督署 北大阪監督署、大阪中央監督署
- 3 変更の概要
北大阪監督署の管轄のうち、鶴見区を大阪中央監督署が引き継ぐこととする。

